

令和 8 年度 滋 賀 県 職 員 採 用 選 考

【文化財保護技術者(文献担当)】

第 1 次 考 査 受 験 案 内 (令 和 9 年 4 月 1 日 採 用 予 定)

令 和 8 年 5 月
滋 賀 県

○ 第 1 次 考 査 期 日 お よ び 場 所

【第 1 日】 能力検査 (S P I) 、 専 門 試 験 お よ び 実 技 試 験

※ 教 養 試 験 を 廃 止 し 、 公 務 員 試 験 対 策 が 不 要 な 「 S P I 」 を 実 施 し ま す 。

令 和 8 年 7 月 1 2 日 (日) 滋 賀 県 庁 北 新 館 5 階 5 - A 会 議 室

【第 2 日】 口 述 試 験 お よ び 適 性 検 査

令 和 8 年 7 月 2 6 日 (日) 滋 賀 県 庁 北 新 館 5 階 5 - C 会 議 室

※ 能 力 検 査 (S P I) 、 専 門 試 験 お よ び 実 技 試 験 の 成 績 上 位 者 を 対 象 に 実 施

○ 受 付 期 間

令 和 8 年 5 月 2 6 日 (火) 9 時 ~ 令 和 8 年 7 月 1 日 (水) 1 7 時

※ インターネットによりお申し込みください。

○ 採 用 日

令 和 9 年 4 月 1 日

○ 問 合 せ 先

滋 賀 県 観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 文 化 財 保 護 課

(令 和 8 年 4 月 1 日 に 滋 賀 県 文 化 ス ポ ー ツ 部 文 化 財 保 護 課 か ら 改 称)

滋 賀 県 大 津 市 京 町 四 丁 目 1 番 1 号

電 話 (0 7 7) 5 2 8 - 4 6 7 1

メ ー ル sd00@pref.shiga.lg.jp

1 採 用 職 種 (担 当) お よ び 採 用 予 定 人 員

文 化 財 保 護 技 術 者 (文 献 担 当) 1 人 程 度

2 受 験 資 格

(1) 次 の 要 件 を す べ て 満 た す 者 が 受 験 で き ま す 。

ア 大 学 (短 期 大 学 を 除 く 。) ま た は 大 学 院 に お い て 日 本 史 (中 、 近 世 史) に 関 す る 課 程 を 専 攻 し 、 か つ 、 卒 業 し 、 ま た は 修 了 し た 者 で 、 昭 和 5 6 年 4 月 2 日 以 降 に 生 ま れ た 者 (令 和 9 年 3 月 3 1 日 ま で に 卒 業 ま た は 修 了 す る 見 込 み の 者 を 含 む 。)

イ 博 物 館 法 (昭 和 2 6 年 法 律 第 2 8 5 号) 第 5 条 に 規 定 す る 学 芸 員 資 格 を 有 す る 者 ま た は 令 和 9 年 3 月 3 1 日 ま で に 有 す る 見 込 み の 者

(2) 次 の い ず れ か に 該 当 す る 者 は 、 受 験 で き ま せ ン 。

ア 拘 禁 刑 以 上 の 刑 ま た は 懲 役 も し く は 禁 錮 に 処 せ ら れ 、 そ の 執 行 を 終 わ る ま で ま た は そ の 執 行 を 受 け る こ と が な く な る ま で の 者

- イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

令和9年4月1日

(2) 勤務先

文化財保護課 等

(3) 職務内容

- ア 特別史跡安土城跡調査整備事業に係る歴史資料（古文書・古絵図・古記録等）の調査研究
- イ 特別史跡安土城跡調査整備事業に係る普及啓発および収集した資料（遺物・図面・写真等）の保管管理・活用
- ウ 県内城郭遺跡に係る調査研究・普及啓発および市町、所有者等への助言
- エ その他、文化財保護等に係る行政事務

(4) 給与等

- ア 給料は、4年制大学卒の者で月額255,419円（地域手当を含む。）、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和8年4月1日現在のものです。
- イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

- ア 第1日 能力検査(SPI)、専門試験および実技試験

日時 令和8年7月12日(日)

9時30分から14時30分頃まで（受付開始9時00分）

場所 滋賀県庁北新館5階 5-A会議室（大津市京町四丁目1番1号）

※ 試験会場へは公共交通機関を利用してください。

- イ 第2日 口述試験および適性検査

日時 令和8年7月26日(日)

9時30分から15時頃まで（受付開始9時00分）

場所 滋賀県庁北新館5階 5-C会議室（大津市京町四丁目1番1号）

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日の口述試験および適性検査は、第1日の能力検査(SPI)、専門試験および実技試験の成績上位者についてのみ実施します。

(2) 方法

大学卒業程度で、次の方法により行います。

なお、口述試験および適性検査は、能力検査(SPI)、専門試験および実技試験の成績上位者についてのみ行います。

ア 能力検査（SPI）

多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査を行います。

イ 専門試験

文化財保護技術者（文献担当）に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

ウ 実技試験

史料解読について実技試験を行います。

エ 口述試験

文化財保護技術者（文献担当）としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接および集団討論による試験を行います。（ただし、第2日の試験を受ける者が1人の場合は個別面接のみを行うこととします。）

オ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います。（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）

※ 択一式の回答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆などと消しゴム）を持参してください。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります。（携帯電話、スマートウォッチ等の使用はできません。）

(3) 結果発表

第1次考査の結果については、令和8年7月下旬に通知します。

5 受験手続および受付期間

【申込方法】 インターネットにより申し込んでください。

※ パソコン、電子メールアドレスのほか、A4判の用紙を印刷できるプリンターが必要です。

※ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いませんので、余裕を持って期間内にお申し込みください。

(1) 受験手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、(3)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/26sd00010102>

※ 滋賀県のホームページからエクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/350640.html>

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。



(2) 受付期間

令和8年5月26(火)9時から 令和8年7月1日(水)17時まで
(ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

(3) 第1次考査受験時に必要な書類等

ア 履歴書 1人1枚(様式は、滋賀県のホームページからダウンロードすること。)

イ 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

ウ 面接カード1人1枚(様式は、滋賀県のホームページからダウンロードすること。)

※ 個別面接時の参考資料とします。

エ 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和8年7月2日(木)以降に順次、送信します。

(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 令和8年7月7日(火)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県観光文化スポーツ部文化財保護課に連絡してください。

電話 滋賀県観光文化スポーツ部文化財保護課 (077)528-4671

(令和8年4月1日に滋賀県文化スポーツ部文化財保護課から改称)

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

公の意思の形成への参画に携わる職員の職は、部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職です。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

(1) 第1次考査合格者については、令和8年8月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和8年8月中旬に合格の通知をします。